

平成 17 年 4 月 21 日

各 位

不動産投信発行者名  
東京都千代田区紀尾井町4番3号  
泉館紀尾井町ビルディング  
日本リテールファンド投資法人  
代表者名 執行役員 廣本 裕一  
(コード番号8953)  
問 合 せ 先  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
常務執行役員 南 俊一  
TEL. 03-3511-1692

## 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

当投資法人は、平成17年3月23日付け日本経済新聞にて公告の通り、平成17年5月24日に第4回投資主総会を開催する予定であり、平成17年4月14日開催の役員会におきまして、規約変更及び役員選任に関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、平成17年5月24日に開催される当投資法人の第4回投資主総会での承認により、有効となります。

### 記

#### 1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 東京証券取引所の規則改定に伴い、当投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金等不動産とあわせて取得することが適当と認められるもの、及び当投資法人の商号にかかる商標権その他組織運営に伴い保有するもの等の取得が認められることになったことにより、当投資法人の投資方針のために必要又は有用と認められる場合にこれらの資産への投資を可能にするため、第12条及び第13条を変更します。
- (2) 税制改正により、不動産投資法人に対する課税の特例（支払配当損金算入）を維持したまま取得できる対象資産が一部拡大したことに伴い、これらの資産への投資を可能にするため、第14条に第6項を新設します。
- (3) 外国法人の株式等への投資を可能とするため、第15条の投資制限の対象となる資産から、外貨建資産及び外国証券市場で主として取引されている有価証券を除外します。
- (4) 執行役員及び監督役員が業務の遂行を行うにあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、投資信託及び投資法人に関する法律第109条第9項に基づき、執行役員又は監督役員がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、役員会の決議により法令に規定する限度内でその責任を免除できるように、第40条を新設し

ます。なお、執行役員の実任軽減規定を設ける議案を本投資主総会に提出することについては、予め、各監督役員の同意を得ています。

- (5) 投資主総会を一定の時期に安定的に開催するため、投資主総会の開催頻度についての第40条（改定後は第41条）を変更します。
- (6) 当投資法人では、これまでも投資主総会の開催にあたっては予め基準日設定の公告を行い、事前に議決権行使のための投資主名簿の基準日をご連絡して参りましたが、今後も引き続きこの方法をもって投資主名簿の確定の基本とするため、第43条（改定後は第44条）を変更します。
- (7) その他、上記の変更により、規約の条の番号が不整合となった部分について整理し、それに応じて条の番号を改めます。

（規約変更の詳細については、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

## 2. 役員改選について

執行役員廣本裕一及び監督役員難波修一、佐藤真良の両氏は、平成17年6月30日をもって任期満了となりますので、平成17年5月24日に開催される当投資法人の第4回投資主総会におきまして、執行役員1名及び監督役員2名の選任について議案を提出致します。

（役員選任の詳細については、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

## 3. 投資主総会等の日程

平成17年4月14日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成17年5月9日	投資主総会招集通知の発送（予定）
平成17年5月24日	投資主総会（予定）

以上

### 添付資料

- ・ 第4回投資主総会招集ご通知

平成17年5月9日

投資主各位

東京都千代田区紀尾井町4番3号  
泉館紀尾井町ビルディング  
日本リテールファンド投資法人  
執行役員 廣本裕一

## 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当投資法人第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながらまずは後記の参考書類をご検討ください。その後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入、ご押印のうえ、平成17年5月23日（月曜日）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、当投資法人規約第46条として「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、**当日ご出席になられず、かつ議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席し、かつ賛成されたものとみなしてお取扱いすることになります。**この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜当投資法人規約抜粋＞

### 第46条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年5月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ タワー宴会場階「翠鳳（すいほう）の間」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
決 議 事 項  
第1号議案 規約一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（3頁から8頁）に記載のとおりであります。  
第2号議案 執行役員1名及び監督役員2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます（代理人の資格は、当投資法人規約第44条の定めにより議決権を行使することができる投資主に限ります。）。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において「運用状況報告会」を実施する予定であります。

## 議決権の行使についての参考書類

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 219,502 口  
(以下の第1号議案及び第2号議案のいずれにおいても、議決権を有する投資主が有する投資口の総口数は219,502口となります。)

### 2. 議案の要領及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 東京証券取引所の規則改定に伴い、当投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金等不動産とあわせて取得することが適当と認められるもの、及び当投資法人の商号にかかる商標権その他組織運営に伴い保有するもの等の取得が認められることになったことにより、当投資法人の投資方針のために必要又は有用と認められる場合にこれらの資産への投資を可能にするため、第12条及び第13条を変更します。
- (2) 税制改正により、不動産投資法人に対する課税の特例（支払配当損金算入）を維持したまま取得できる対象資産が一部拡大したことに伴い、これらの資産への投資を可能にするため、第14条に第6項を新設します。
- (3) 外国法人の株式等への投資を可能とするため、第15条の投資制限の対象となる資産から、外貨建資産及び外国証券市場で主として取引されている有価証券を除外します。
- (4) 執行役員及び監督役員が業務の遂行を行うにあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、投資信託及び投資法人に関する法律第109条第9項に基づき、執行役員又は監督役員がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、役員会の決議により法令に規定する限度内でその責任を免除できるように、第40条を新設します。なお、執行役員の責任軽減規定を設ける議案を本投資主総会に提出することについては、予め、各監督役員の同意を得ています。
- (5) 投資主総会を一定の時期に安定的に開催するため、投資主総会の開催頻度についての第40条（改訂後は第41条）を変更します。
- (6) 当投資法人では、これまでも投資主総会の開催にあたっては予め基準日設定の公告を行い、事前に議決権行使のための投資主名簿の基準日をご連絡して参りましたが、今後も引き続きこの方法をもって投資主名簿の確定の基本とするため、第43条を変更します。
- (7) その他、上記の変更により、規約の条の番号が不整合となった部分について整理し、それに応じて条の番号を改めます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行規約	変更案
<p>第 12 条 (主要投資対象の特定資産) 本投資法人は、前条の基本方針にしたがい、主として以下に掲げる特定資産に投資する。 (1)不動産、不動産の賃借権又は地上権  (2)～(8) (記載省略)</p>	<p>第 12 条 (主要投資対象の特定資産) 本投資法人は、前条の基本方針にしたがい、主として以下に掲げる特定資産に投資する。 (1)<u>不動産 (不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等 (当該預託金額を限度とする。)</u>及び特定の不動産に付随する商標権、温泉権その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが<u>適当と認められるものを含む。</u>)、不動産の賃借権又は地上権 (2)～(8) (現行どおり)</p>
<p>第 13 条 (主要投資対象以外の資産) 1. (記載省略) 2. (記載省略) (新設)</p>	<p>第 13 条 (主要投資対象以外の資産) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>本投資法人は、前 2 項に定める資産の外、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号にかかる商標権その他組織運営に伴い保有するものであって東京証券取引所の上場規定上適当と認められるものについては、本条の規定にかかわらずこれを取得することができる。</u></p>
<p>第 14 条 (投資方針) 1. ～ 5. (記載省略) (新設)</p>	<p>第 14 条 (投資方針) 1. ～ 5. (現行どおり) 6. <u>本投資法人が資産運用するときには、不動産等 (不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権 (不動産、不動産の賃借権、地上権のみを信託する信託に係るもの) に限り、有価証券に該当するものは含まない。) 及び匿名組合出資の持分 (その出資された財産を不動産、不動産の賃借権、地上権のみに運用することを定めた匿名組合契約に係るものに限る。) をいう。) に相当する部分の価額の合計額が本投資法人の資産の総額に占める割合を 7.5%以上にする。</u></p>

現行規約	変更案
<p>第 15 条 (投資制限)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、わが国以外に所在する不動産及び主として当該不動産を裏付けとする資産、外貨建資産又は外国証券市場で主として取引されている有価証券への投資は行わないものとする。</p>	<p>第 15 条 (投資制限)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、わが国以外に所在する不動産及び主として当該不動産を裏付けとする資産への投資は行わないものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 40 条 (執行役員及び監督役員の責任免除)</p> <p><u>本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第 109 条第 1 項第 4 号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うのについて善意でかつ重大な過失がない場合においては、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議をもって、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>役員会の決議の日の属する決算期又はその前の各決算期において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益 (2) に定めるものを除く。) の額の決算期毎の合計額のうち、最も高い額の 4 年分に相当する額</u></p> <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に 4 を乗じた額とのいずれか低い額</u></p>
<p>第 40 条 (投資主総会の開催頻度)</p> <p>本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都 23 区内として、<u>2 年に 1 回以上開催する。</u></p>	<p>第 41 条 (投資主総会の開催頻度)</p> <p>本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都 23 区内として、法令に別段の定めがある場合を除く外、<u>2 年に 1 回一定の時期にこれを招集する。</u></p>
<p>第 41 条 (投資主総会招集者)</p> <p>(記載省略)</p>	<p>第 42 条 (投資主総会招集者)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第 42 条 (投資主総会議長)</p> <p>(記載省略)</p>	<p>第 43 条 (投資主総会議長)</p> <p>(現行どおり)</p>

現行規約	変更案
<p>第 43 条 (基準日)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、役員会の決議により予め公告をして、一定の日における投資主名簿に記載された投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者としてすることができる。</p>	<p>第 44 条 (基準日)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の規定にもかかわらず、役員会の決議により予め公告をして、一定の日における投資主名簿に記載された投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者としてすることができる。</p>
<p>第 44 条 (議決権の代理行使) (記載省略)</p>	<p>第 45 条 (議決権の代理行使) (現行どおり)</p>
<p>第 45 条 (投資主総会の決議の方法) (記載省略)</p>	<p>第 46 条 (投資主総会の決議の方法) (現行どおり)</p>
<p>第 46 条 (みなし賛成) (記載省略)</p>	<p>第 47 条 (みなし賛成) (現行どおり)</p>
<p>第 47 条 (投資主総会議事録) (記載省略)</p>	<p>第 48 条 (投資主総会議事録) (現行どおり)</p>

## 第 2 号議案 執行役員 1 名及び監督役員 2 名選任の件

執行役員廣本裕一及び監督役員難波修一、佐藤真良の両氏は、平成 17 年 6 月 30 日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員 1 名及び監督役員 2 名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、執行役員及び監督役員の任期は、当投資法人規約第 36 条の定めにより、就任する平成 17 年 7 月 1 日より 2 年とします。

なお、執行役員の選任に関しましては、平成 17 年 4 月 14 日開催の役員会において、監督役員全員の一致をもってする決議によっております。

また、投資信託及び投資法人に関する法律及び当投資法人規約第 34 条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に 1 を加えた数以上であることが必要とされています。

執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当投資法人の投資 口数
1	廣本裕一 (昭和32年9月25日)	昭和55年4月 三菱商事(株)入社 昭和62年12月 同社資本市場部(資本市場関連業務) 平成2年6月 米国ペンシルバニア大学ウォートン スクール(MBA) 平成4年6月 三菱商事(株)資本市場部(国内社債発行 業務) 平成6年12月 三菱コーポレーション・ファイナンス ピーエルシー出向 平成10年6月 三菱商事(株)財務部(不動産証券化・不 動産投資) 平成11年1月 同社金融企画部(不動産証券化・不動 産投資) 平成12年12月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ (株)代表取締役就任 平成13年9月 当投資法人執行役員就任 現在に至る	0口

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当投資法人の投資 口数
2	難波修一 (昭和32年12月18日)	昭和59年4月 弁護士登録、尾崎・桃尾法律事務所 昭和61年9月 米国コロンビア大学ロースクール 昭和62年9月 ウェイル、ゴッシャル・アンドメイン ジス法律事務所勤務 昭和63年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 昭和63年6月 バンカーズ・トラスト銀行 昭和63年12月 米国カリフォルニア州弁護士登録 平成元年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナ ー(現職) 平成13年9月 当投資法人監督役員就任 現在に至る	0口
3	佐藤真良 (昭和26年8月22日)	昭和51年4月 クーパース・ライブランド(現プライ ス・ウォーターハウス・クーパース) 東京事務所勤務 昭和54年9月 公認会計士登録 昭和59年10月 中央監査法人(現中央青山監査法人) 国際部門に移籍 昭和63年6月 中央監査法人社員就任 平成7年6月 中央監査法人社員脱退 平成10年7月 東京共同会計事務所パートナー(現職) 平成15年7月 当投資法人監督役員就任 現在に至る	0口

(注) 執行役員候補者廣本裕一は、当投資法人が資産運用委託契約を締結している三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の代表取締役であります。なお、他の候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。



## 投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町4番1号

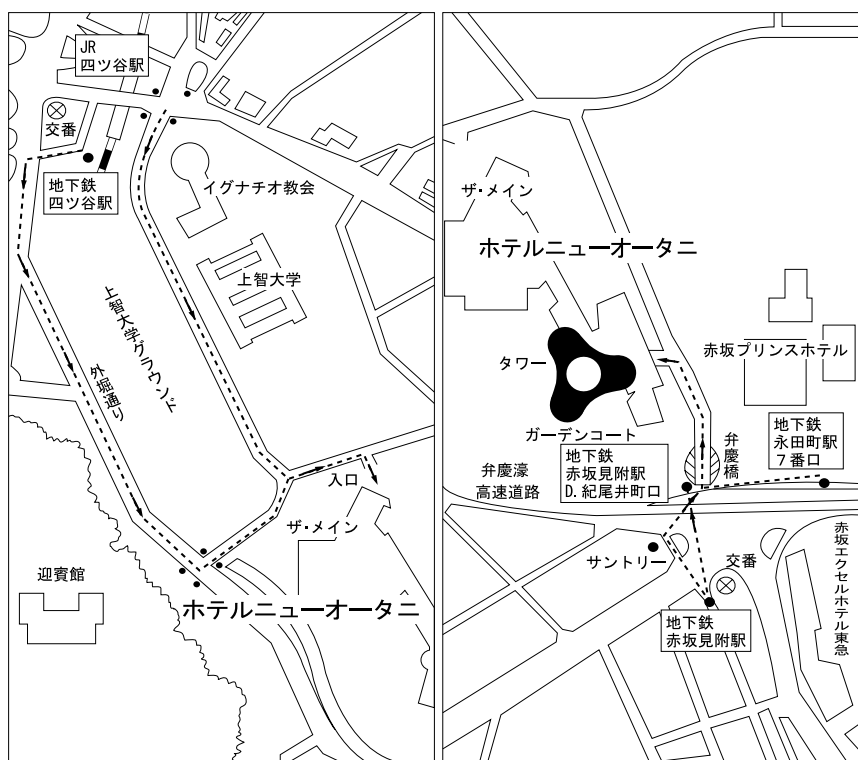
ホテルニューオータニ タワー宴会場階「翠鳳(すいほう)の間」

電話 03-3265-1111

交通：JR中央線・地下鉄丸ノ内線／南北線 四ツ谷駅下車 徒歩9分

地下鉄半蔵門線／南北線 永田町駅下車 徒歩10分

地下鉄丸ノ内線／銀座線 赤坂見附駅下車 徒歩10分



お願い：当日ご来場の際は、本館入口（宴会場階）をご利用ください。また、当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。